

# 農地転用届出書 添付書類

## ※届出書は2部必要です

	書類の種類	必要部数	備 考
<input checked="" type="checkbox"/>	土地登記事項証明書	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日が届出日から3か月以内のもの</li> <li>・記載されている所有者の住所が現住所と異なる場合は、現住所に至るまでの異動の過程を明確にするために、住民票や戸籍の附票、地番変更の証明などを添付する(いずれも原本1部)</li> <li>※登記情報提供サービスのプリントアウトは不可</li> </ul>
<input checked="" type="checkbox"/>	案内図	2部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおよそ、1/3,000程度のもの(都市計画図、住宅地図など)</li> <li>・届出地を赤線で囲む、またはマーカーペンで塗るなどし、明示する</li> </ul>
<input checked="" type="checkbox"/>	地番表示図 (公図等)	2部 (コピーで可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局の公図、または刈谷市役所税務課の土地整理図 (区画整理事業施工中の場合は刈谷市役所市街地整備課のブロック図)</li> <li>・届出地を赤線で囲む、またはマーカーペンで塗るなどし、明示する</li> <li>・届出地及び隣接地の地番・現況地目を図面上に直接表記する</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	委任状	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類作成は、本人もしくは行政書士が行う(行政書士法第1条の3)</li> <li>・行政書士が書類作成等手続きを行う場合</li> <li>・本人以外の者が提出や受取りをされる場合</li> <li>・様式は任意だが、委任者の氏名、住所、押印と土地の記名が必須</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	仮換地証明	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出地が区画整理事業施工中で、届出日現在、仮換地の状態である場合にのみ必要</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の案件に応じて、上記以外の書類等が必要となる場合があります</li> </ul>

※都市計画法など他法令による許認可が必要なものは、別途手続きをしてください。

※刈谷市では、駐車場造成など建築物の建築を伴わない埋立て行為等について、「刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例」による規制があります。転用に伴い面積500㎡以上又は土量500㎡以上の埋立てを行う場合は、必要な手続きについて市農政課にご確認のうえ、状況を届出書の最下欄にご記入ください。

(令和5年4月1日改定版)